

## 大阪ふれあいキャンペーン実行委員会設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、大阪ふれあいキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称す。

### (目 的)

第2条 実行委員会は、大阪ふれあいキャンペーン等啓発関係事業（以下「キャンペーン等」という。）の実施にあたり、その円滑な進行を図ることを目的とする。

### (業 務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1) キャンペーン等の実施計画の立案に関すること。
- 2) キャンペーン等の実施に関すること。
- 3) その他実行委員会が必要と認めること。

### (組 織)

第4条 実行委員会の委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

2. 実行委員会の中にキャンペーン等を企画し円滑に運営するため企画運営委員会を置くものとし、会長が指名する委員で構成する。

### (会 長)

第5条 実行委員会に会長1名及び副会長3名を置き、会長は委員の推薦により、副会長は会長の指名により、これを定める。

2. 会長及び副会長の任期は、選任された日から翌年度の最初の実行委員会において、後任者が選任されるまでの間とする。ただし、再任を妨げない。
3. 会長は会務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐する。また筆頭副会長を会長の指名により定め、会長に事故があるとき、又は会長が不在であるときは、その事務を代理する。

### (任 期)

第6条 実行委員会の委員の任期は、4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 企画運営委員会の委員の任期は、指名された日から翌年度の実行委員会において、後任者が指名されるまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会 議)

第7条 実行委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 企画運営委員会は、会長が招集する。

### (事務局)

第8条 実行委員会の事務を処理するため、大阪府福祉部障がい福祉室に事務局を置く。

2. 事務局は、大阪府、政令指定都市及び中核市の障がい福祉主管課の職員若干名で構成し、事務局長には大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課長の職にあるものをもって充てる。

3. 事務局長は、事務全般を掌理する。

### (経 費)

第9条 実行委員会の運営及び事業に必要な経費は、分担金その他をもって充てる。

2. 分担金は、大阪府、政令指定都市及び中核市が負担する。

### (経 理)

第10条 前条の経理は、事務局において行う。

### (設置時期)

第11条 実行委員会の設置は、昭和62年4月1日からとする。

### (雜 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成10年8月11日に改正し、その日から実施する。
- 3 この要綱は、平成11年8月23日に改正し、その日から実施する。
- 4 この要綱は、平成12年8月8日に改正し、その日から実施する。
- 5 この要綱は、平成13年8月9日に改正し、その日から実施する。
- 6 この要綱は、平成14年9月3日に改正し、その日から実施する。
- 7 この要綱は、平成15年4月1日に改正し、その日から実施する。
- 8 この要綱は、平成15年9月5日に改正し、その日から実施する。
- 9 この要綱は、平成15年11月12日に改正し、その日から実施する。
- 10 この要綱は、平成16年8月5日に改正し、その日から実施する。
- 11 この要綱は、平成17年8月10日に改正し、その日から実施する。
- 12 この要綱は、平成17年11月11日に改正し、その日から実施する。
- 13 この要綱は、平成18年8月8日に改正し、その日から実施する。
- 14 この要綱は、平成19年8月29日に改正し、その日から実施する。
- 15 この要綱は、平成20年10月29日に改正し、その日から実施する。
- 16 この要綱は、平成21年4月21日に改正し、その日から実施する。
- 17 この要綱は、平成21年9月9日に改正し、その日から実施する。
- 18 この要綱は、平成22年5月12日に改正し、その日から実施する。
- 19 この要綱は、平成23年8月10日に改正し、その日から実施する。
- 20 この要綱は、平成24年8月10日に改正し、その日から実施する。
- 21 この要綱は、平成25年8月30日に改正し、その日から実施する。
- 22 この要綱は、平成26年9月17日に改正し、その日から実施する。
- 23 この要綱は、平成27年8月26日に改正し、その日から実施する。
- 24 この要綱は、平成28年8月31日に改正し、その日から実施する。
- 25 この要綱は、平成29年9月12日に改正し、その日から実施する。
- 26 この要綱は、平成30年4月1日に改正し、その日から実施する。
- 27 この要綱は、平成30年8月27日に改正し、その日から実施する。
- 28 この要綱は、令和元年8月20日に改正し、その日から実施する。
- 29 この要綱は、令和2年4月1日に改正し、その日から実施する。
- 30 この要綱は、令和2年8月20日に改正し、その日から実施する。
- 31 この要綱は、令和3年8月24日に改正し、その日から実施する。
- 32 この要綱は、令和4年8月22日に改正し、その日から実施する。
- 33 この要綱は、令和5年8月23日に改正し、その日から実施する。
- 34 この要綱は、令和6年8月29日に改正し、その日から実施する。
- 35 この要綱は、令和7年8月26日に改正し、その日から実施する。